

倉敷市阿知3丁目東地区 再開発ニュース 第3号

2018年6月18日発行

発行／倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

住所：倉敷市阿知3-9-32（ふれあい広場） TEL 086-424-0111

権利変換手続き開始の登記を申請しました

※登記完了後、権利処分の際には組合承認が必要です

当組合では、施行地区内の土地や建物が権利変換の対象となっていることを第三者に知らせることを目的に、権利変換手続き開始の登記を申請しました。この登記がされた土地や建物の権利を処分するには、権利変換計画の作成に影響があるため、事前に施行者である再開発組合の承認を得なければなりません。

権利の処分とは、譲渡（売却）だけでなく、質権、抵当権、賃借権の設定なども含まれ、特に新たに賃貸借契約を締結する場合も、施行者である再開発組合に届け出て、承認を受ける必要がありますのでご注意ください。

承認を得ないで処分した権利は、処分関係当事者には有効であっても、施行者には対抗できません。権利を処分する際には、事前に組合事務局までご連絡をお願いします。



各種説明会を開催しました

以下のとおり、各種説明会を開催しました。説明会に出席された方も、そうでない方も、ご不明な点等がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

◎新施設計画の説明会（H30年6月3日開催）

【内容】新施設計画の概要について

【対象】組合員（個人の場合の親族、法人の場合の従業員を含む。）

◎住宅金融支援機構の説明会（H30年6月13日開催）

【内容】まちづくり融資等の地権者向け融資制度について

【対象】組合員（個人の場合の親族、法人の場合の従業員を含む。）

◎近隣向け説明会（H30年6月17日開催）

【内容】当事業の事業計画の概要について

【対象】地区周辺の住民・事業者



図. 説明会の様子